

岩手県告示第106号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号及び第58条の2第1項の規定に基づき、河川区域及び河川立体区域として次のとおり指定する。

平成24年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川の名称及び平面図

1級河川・2級河川の別	水系名	河川名	平面図、縦断図面及び横断図面
1級河川	北上川	来内川	別紙図面のとおり。

2 指定する区域 別紙図面に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第6条第1項第1号及び第2号に規定する区域を除いた区域並びに赤色で囲んだ部分に該当する土地の区域

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部遠野土木センターに備えておいて縦覧に供する。